

第 8 5 号議案

東京都台東区住民基本台帳カード利用条例を廃止する等の
条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

（提案理由）

この案は、住民基本台帳カードの廃止等に伴い、規定の整備を図るため提出します。

東京都台東区住民基本台帳カード利用条例を廃止する等の 条例

(東京都台東区住民基本台帳カード利用条例の廃止)

第1条 東京都台東区住民基本台帳カード利用条例（平成15年6月台東区条例第26号）は、廃止する。

(東京都台東区印鑑条例の一部改正)

第2条 東京都台東区印鑑条例（昭和50年4月台東区条例第34号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「印鑑登録証等」を「印鑑登録証」に改め、同条中「又は印鑑の登録を受けている旨を記録した住民基本台帳カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）第20条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第19条の規定による改正前の法第30条の44第1項に規定するカードをいう。）（以下「住基カード兼印鑑登録証」という。）」を削り、「き損」を「毀損」に改め、「又は当該住基カード兼印鑑登録証」を削る。

第10条の2を削る。

第11条の見出し中「印鑑登録証等」を「印鑑登録証」に改め、同条中「又は住基カード兼印鑑登録証（以下「印鑑登録証等」という。）」を削る。

第14条第1項及び第2項中「印鑑登録証等」を「印鑑登録証」に改める。

第15条の見出し中「まつ消」を「抹消」に改め、同条第1

項第 2 号中「印鑑登録証等」を「印鑑登録証」に改め、同項第 8 号及び同条第 2 項中「まつ消」を「抹消」に改める。

第 18 条第 1 項及び第 2 項中「印鑑登録証等」を「印鑑登録証」に改め、同条第 3 項第 2 号中「第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロ」を「第 12 条の 2 第 4 項第 3 号ロ」に改める。

第 19 条第 1 項中「又は住基カード兼印鑑登録証を提示し、かつ、住基カード兼印鑑登録証に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う総務省関係省令の整備等に関する省令（平成 27 年総務省令第 76 号）第 5 条の規定による改正前の住民基本台帳法施行規則（平成 11 年自治省令第 35 号）第 43 条第 1 項に規定する暗証番号を入力した者」を削る。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条中東京都台東区印鑑条例第 18 条第 3 項第 2 号の改正規定は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 46 号）の施行の日から施行する。

（東京都台東区住民基本台帳カード利用条例の廃止に伴う経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第 1 条の規定による廃止前の東京都台東区住民基本台帳カード利用条例

（以下「旧条例」という。）第３条に規定する印鑑登録証明書の交付サービスを受けていた者については、旧条例第４条及び第５条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

（東京都台東区印鑑条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 施行日前に印鑑の登録を受けている旨を記録した住民基本台帳カードの交付を受けていた者については、第２条の規定による改正前の東京都台東区印鑑条例第１０条の２、第１１条、第１４条及び第１５条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。